

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 (平成20年法律第93号)の概要

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずるもの。

(1) 法人の名称

- (独) 国立がん研究センター (独) 国立循環器病研究センター
(独) 国立精神・神経医療研究センター (独) 国立国際医療研究センター
(独) 国立成育医療研究センター (独) 国立長寿医療研究センター

※ これら6法人を総称して、以下「国立高度専門医療研究センター」という。

(2) 法人の目的及び業務の範囲

国立高度専門医療研究センターは、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、①調査、研究及び技術の開発、②①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供、③技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、特定の疾患等に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(3) 資本金

国立高度専門医療研究センターの資本金は、全額政府出資とし、出資額は、国立高度専門医療研究センターが国から承継する資産の額から負債の額を差し引いた額とする。

(4) 長期借入金及び債券

国立高度専門医療研究センターは、施設整備等のために、長期借入金や債券を発行することができる。また、政府は、予算の範囲内において、国立高度専門医療センターの長期借入金及び債券に係る債務保証を行うことができる。

(5) 緊急時の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、災害発生や公衆衛生上の重大な危害発生等の緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、必要な業務の実施を求めることができる。

(6) 検討

政府は、施行後3年以内に、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(7) 施行期日

平成22年4月1日(一部は公布日等)